

令和2年12月7日

令和2年第6回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

承第	7号	専決処分の承認について（専第15号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について）	5
承第	8号	専決処分の承認について（専第16号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について）	7
承第	9号	専決処分の承認について（専第17号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について）	9
承第	10号	専決処分の承認について（専第18号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について）	11
議第	95号	恵那市中山道明治天皇大井行在所活用条例の制定について	13
議第	96号	恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	19
議第	97号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について	23
議第	98号	恵那市都市公園条例の一部改正について	25
議第	99号	恵那市火災予防条例の一部改正について	27
議第	100号	変更契約の締結について	31
議第	101号～議第149号	指定管理者の指定について（49件）	33
議第	150号	恵那市監査委員の選任について	83
議第	151号	恵那市公平委員会の委員の選任について	85
議第	152号	恵那市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	87
議第	153号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	89
議第	154号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	91
議第	155号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	93
議第	156号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	95
議第	157号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	97
議第	158号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	99
議第	159号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	101

議第160号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について……………	103
議第161号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について……………	105
議第162号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について……………	107
議第163号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について……………	109
議第164号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について……………	111
議第165号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について……………	113
議第166号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について……………	115
議第167号	恵那市教育委員会の委員の任命について……………	117
議第168号	令和2年度恵那市一般会計補正予算……………	別冊
議第169号	令和2年度恵那市一般会計補正予算……………	別冊
議第170号	令和2年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算……………	別冊
議第171号	令和2年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算……………	別冊
議第172号	令和2年度恵那市水道事業会計補正予算……………	別冊
議第173号	令和2年度恵那市下水道事業会計補正予算……………	別冊
議第174号	令和2年度恵那市病院事業会計補正予算……………	別冊
議第175号	令和2年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算……………	別冊

承第 7号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第15号

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第17
9条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年11月30日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

(恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年恵那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

承第 8号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第16号

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めること
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に
より、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年11月30日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

承第 9号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第17号

恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分をする。

令和2年11月30日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 恵那市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

承第10号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第18号

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和2年11月30日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年恵那市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第 9 5 号

恵那市中山道明治天皇大井行在所活用条例の制定について

恵那市中山道明治天皇大井行在所活用条例を次のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

中山道明治天皇大井行在所を公の施設として管理するため、この条例を定める。

恵那市中山道明治天皇大井行在所活用条例

(設置)

第1条 歴史的な価値を有する中山道明治天皇大井行在所を保存し、及び公開して、市民の利用に供するとともに、市民の歴史文化等に関する活動及び交流の場を提供し、もって市民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため、中山道明治天皇大井行在所（以下「行在所」という。）を設置する。

(名称と位置)

第2条 行在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
中山道明治天皇大井行在所	恵那市大井町 80 番地 1

(施設)

第3条 行在所に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 長屋門
- (2) 展示スペース（御座所、侍従室、大臣参謀勅任官室、中庭、浴室及び便所をいう。）
- (3) 交流スペース（和室及び囲炉裏の間をいう。）

(事業)

第4条 行在所は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 長屋門及び展示スペース（以下「長屋門等」という。）の公開に関すること。
- (2) 交流スペースの使用に関すること。
- (3) 歴史的文化的資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(管理)

第5条 行在所の管理は、教育委員会が行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて別に定めるところにより、教育委員会が指定したものが行うことができるものとする。

(休所日)

第6条 行在所の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号)で定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(当該翌日が休日に当たるときを除く。)とする。

(2) 休日の翌日。ただし、その日が火曜日に当たるときは、その火曜日の翌日とし、当該翌日に相当する日が前号ただし書に規定する翌日に当たるときは、当該火曜日の翌々日とする。

(3) 12月28日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(長屋門等の公開時間)

第7条 長屋門等の公開時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたときは、公開時間を変更することができる。

(交流スペースの使用時間)

第8条 交流スペースの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(入所料)

第9条 入所料は、無料とする。

(入所の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を禁じ、又は退所させることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 行在所の施設、設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他行在所の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可)

第11条 交流スペースを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、前2項に規定する

許可に条件を付することができる。

4 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 行在所の施設、設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すると認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援すると認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) その他行在所の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第12条 前条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に記録されている者が使用（商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場合を除く。）する場合を除き、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき又はその他市長が特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可の条件に違反したとき。

- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 使用の許可をした後に、第 11 条第 4 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (7) その他行在所の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第 16 条 使用者は、使用を終了したとき又は使用の許可を取り消されたとき（施設の使用開始前に許可を取り消された場合を除く。）、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに使用した施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 施設に入所した者又は使用者は、故意又は過失により建物、施設設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

区分	1 時間当たり の使用料	1 時間当たり の延長料金	1 時間当たり の冷暖房料金
交流スペース	1,800 円	1,800 円	480 円

備考

- 1 使用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場合は、使用料（冷暖房料金を除く。）に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算する。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。

議第 96 号

恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正に
ついて

恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
を次のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めるな
ど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正
する条例

(恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年恵那市条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(恵那市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 恵那市国民健康保険条例(平成16年恵那市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第7条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(恵那市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 恵那市後期高齢者医療に関する条例(平成20年恵那市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(恵那市介護保険条例の一部改正)

第4条 恵那市介護保険条例(平成16年恵那市条例第103号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の恵那市税外諸収入の督促手数料及び延滞金徴収条例附則第4項、第2条の規定による改正後の恵那市国民健康保険条例附則第7条、第3条の規定による改正後の恵那市後期高齢者医療に関する条例附則第2項及び第4条の規定による改正後の恵那市介護保険条例附則第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議第97号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用省令の題名を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律に係る恵那市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る
恵那市固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年恵那市条例第 34 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条」に、「地域経済牽引事業の促進による地
域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平
成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）」を「地域経済牽引事業の促進
による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定め
る省令（平成 19 年総務省令第 94 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 98 号

恵那市都市公園条例の一部改正について

恵那市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那都市計画事業正家第二土地区画整理事業における換地処分に伴い、当該区域内の都市公園の位置を改めるため、この条例を定める。

恵那市都市公園条例の一部を改正する条例

恵那市都市公園条例（平成 16 年恵那市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中曾根公園の項位置の欄中「字中曾根 721 番地 1」を「三丁目 11 番地」に改め、同表道垣外公園の項位置の欄中「字道垣外 838 番地 1」を「三丁目 23 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 99 号

恵那市火災予防条例の一部改正について

恵那市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る基準を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市火災予防条例の一部を改正する条例

恵那市火災予防条例（平成 16 年恵那市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項中「第 43 条第 10 号」を「第 43 条第 11 号」に改める。

第 10 条の 2 第 1 項中「電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）」を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）」に、「全出力 50 キロワット」を「全出力 200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 10 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。この場合において、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を

自動的に停止させる措置を講ずること。

第 10 条の 2 第 1 項中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 43 条第 14 号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 13 号を第 14 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の恵那市火災予防条例第 10 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議第100号

変更契約の締結について

次のとおり変更契約を締結することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 契約の目的 市内小中学校ネットワーク整備事業
- 2 契約金額 9,570,000円の増額
(変更前 233,200,000円)
変更後 242,770,000円
- 3 契約の相手方 多治見市生田町3-61
株式会社トーエネック多治見営業所
所長 直井 貴久

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 岩村上町まちなか交流館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市岩村町209番地4
城下町ホットいわむら
会長 小栗 廣泰

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 まきがね公園
 恵那市まきがね西体育館
 恵那市まきがね西グラウンド

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 恵那市長島町中野1269番地の389
 公益財団法人恵那市体育連盟
 会長 山本 好作

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称
恵那市山岡B&G海洋センター体育館
恵那市山岡B&G海洋センタープール
恵那市山岡B&G海洋センター柔剣道場
恵那市山岡グラウンド
恵那市山岡テニスコート
恵那市山岡マレットゴルフ場
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町中野1269番地の389
公益財団法人恵那市体育連盟
会長 山本 好作
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称
恵那市明智B&G海洋センター体育館
恵那市明智B&G海洋センタープール
恵那市明智グラウンド
恵那市明智武道館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町中野1269番地の389
公益財団法人恵那市体育連盟
会長 山本 好作

- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市上矢作プール

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町中野1269番地の389
公益財団法人恵那市体育連盟
会長 山本 好作

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 中山道広重美術館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町176番地1
公益財団法人中山道広重美術館
理事長 長谷川 佳子

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第107号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市指定文化財旧三宅家

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市明智町1884番地3
公益財団法人日本大正村
理事長 横田 晴彦

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第108号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称
木村邸資料館
工芸の館土佐屋
江戸城下町の館勝川家
いわむら美術の館
旧石橋家住宅
岩村藩鉄砲鍛冶加納家
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町286番地の25
一般社団法人恵那市観光協会
会長 阿部 伸一郎
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第109号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 山岡健康増進センター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市山岡町上手向1228番地1
特定非営利活動法人まちづくり山岡
理事長 西尾 幸久

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第110号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市大井児童センター
恵那市中野児童センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第111号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市こども発達センター・にじの家
恵那市こども発達センター・おひさま
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第112号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市障害福祉サービス事業所明智ひとつばたご
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第113号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称
恵那市福祉センター
岩村福祉センター
明智福祉センター
串原福祉センター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣

- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第114号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 山岡ショートステイほのぼの荘

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市山岡町上手向1228番地1
特定非営利活動法人まちづくり山岡
理事長 西尾 幸久

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第115号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 明智回想法センター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
埼玉県さいたま市桜区神田313-1B105
特定非営利活動法人シルバー総合研究所
理事長 遠藤 英俊

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第116号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 デイサービスセンター恵愛

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 恵那市長島町永田382番地38
 社会福祉法人恵和会
 理事長 森川 勁介

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第117号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 デイサービスセンター明日香苑

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 恵那市長島町永田382番地38
 社会福祉法人恵和会
 理事長 森川 勁介

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第118号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 岩村デイサービスセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第119号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 山岡デイサービスセンターゆとり
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市山岡町上手向1228番地1
特定非営利活動法人まちづくり山岡
理事長 西尾 幸久
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第120号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 明智デイサービスセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第121号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 串原デイサービスセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第122号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 デイサービスセンター福寿苑
 特別養護老人ホーム福寿苑

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 中津川市付知町4575番地1
 社会福祉法人恵北福社会
 理事長 原 正和

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第123号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 特別養護老人ホーム明日香苑

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町永田382番地38
社会福祉法人恵和会
理事長 森川 勁介

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第124号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 ケアハウス明日香苑

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町永田382番地38
社会福祉法人恵和会
理事長 森川 勁介

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市寿限無の里

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町727番地11
社会福祉法人恵那市社会福祉協議会
会長 宮地 政臣

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 養護老人ホーム恵光園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町永田382番地38
社会福祉法人恵和会
理事長 森川 勁介

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 岩邑いきがい会館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市長島町正家一丁目5番地16
公益社団法人恵那市シルバー人材センター
理事長 鈴木 隆文

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第128号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 岩村まち並みふれあいの館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町286番地の25
一般社団法人恵那市観光協会
会長 阿部 伸一郎

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第129号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 ヘルシーハウス山岡

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 恵那市明智町469番地の4
 明知鉄道株式会社
 代表取締役 小坂 喬峰

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第130号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称
日本大正村資料館
天久資料館
大正ロマン館
大正時代館
大正の館
絵画館
ギャラリーみたかや
日本大正村役場
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市明智町1884番地3
公益財団法人日本大正村
理事長 横田 晴彦
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 くしはら温泉ささゆりの湯
 マレットハウスいっぷく
 マレットゴルフ場
 グラウンド・ゴルフ場

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 恵那市串原3135番地2
 有限会社ささゆり
 代表取締役 安藤 衛

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 山岡特産品展示施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市山岡町田代1565番地169
株式会社山岡のおばあちゃん市
代表取締役 西尾 正仁

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 大正村コテージこもれび

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市明智町880番地の1
農事組合法人おんさい工房
代表理事 梅村 美樹

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 道の駅そばの郷らっせいみさと

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市三郷町佐々良木1461番地の1
有限会社らっせいみさと
代表取締役 藤井 敏彦

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 道の駅おばあちゃん市・山岡
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市山岡町田代1565番地169
株式会社山岡のおばあちゃん市
代表取締役 西尾 正仁
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 不動の滝農産物直売所

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市中野方町4番地1
農事組合法人なかのほう不動滝やさいの会
代表理事 鈴村 浩紀

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 奥矢作レクリエーションセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市申原827番地
特定非営利活動法人奥矢作森林塾
理事長 小林 太朗

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第138号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市岩村地域特産物直売所

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市岩村町飯羽間3689番地の181
有限会社岩村町地域特産物直売所
代表取締役 服部 康廣

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第139号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 タウンプラザ恵那

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 恵那市大井町286番地の25
 一般社団法人恵那市観光協会
 会長 阿部 伸一郎

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 明智駅前プラザ

- 2 指定管理者となる団体の名称等
愛知県春日井市細野町字大久手3119番地の2
株式会社朋優
代表取締役 小林 泰敏

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市根の上高原国民休養地

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市東野2390番地の165
一般財団法人国民宿舎恵那山荘
理事長 岡本 光美

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市田園空間ビジターセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市笠置町姫栗10番地2
笠置地域協議会
会長 市川 秀典

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第143号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市南部農業者トレーニングセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市三郷町野井1987番地
三郷町野井区
区長 石川 柳平

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 山岡やすらぎの里

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市山岡町馬場山田98番地
石楠花管理組合
組合長 水野 守文

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 明智農林水産物処理加工施設おんさい工房

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市明智町880番地の1
農事組合法人おんさい工房
代表理事 梅村 美樹

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 しでこぶしの里 悠楽館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
 恵那市飯地町5 1 6 番地4
 沖ノ洞農事改良組合
 組合長 瀬瀬 清弘

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第147号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 山岡森林伝統文化体験交流施設
山岡ネイチャーセンター
イワクラ公園
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市山岡町上手向1228番地1
特定非営利活動法人まちづくり山岡
理事長 西尾 幸久
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第148号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称
岩村駅前自転車駐車場
山岡駅前自転車駐車場
花白駅前自転車駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市明智町469番地の4
明知鉄道株式会社
代表取締役 小坂 喬峰
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第149号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 ふれあいエコプラザ

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町2018番地99
特定非営利活動法人ふれあいの家
理事長 木村 章三

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第150号

恵那市監査委員の選任について

次の者を、恵那市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 水野 泰正
生年月日

（提案理由）

現委員である水野泰正氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市監査委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第151号

恵那市公平委員会の委員の選任について

次の者を、恵那市公平委員会の委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小嶋 初夫
生年月日

（提案理由）

現委員である堀歳昭氏の任期満了に伴い、新たに小嶋初夫氏を恵那市公平委員会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第152号

恵那市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を、恵那市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 加藤 英雄
生年月日

（提案理由）

現委員である柘植麻美氏の任期満了に伴い、新たに加藤英雄氏を恵那市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第153号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 水野 康造
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、水野康造氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第154号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 春日井 英之
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、春日井英之氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第155号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 後藤 克英
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、後藤克英氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第156号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 勝 元紀
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、勝元紀氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第157号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 勝 美勝
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、勝美勝氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第158号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 阿部 哲也
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、阿部哲也氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第159号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 松村 康敬
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、松村康敬氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第160号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小木曾 賢一
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、小木曾賢一氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第161号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 荻山 岩雄
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、荻山岩雄氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第162号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 堀 勝
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、堀勝氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第163号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 矢野 安則
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、矢野安則氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第164号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 平出 和博
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、平出和博氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第165号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 高崎 安史
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、高崎安史氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第166号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 中根 将晴
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、中根将晴氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第167号

恵那市教育委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年12月7日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 後藤 伸子
生年月日

（提案理由）

現委員である鎌田基予子氏の任期満了に伴い、新たに後藤伸子氏を恵那市教育委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求める。

